【重要】

令和８年 10 月 16 日

関係者各位

再生債務者　株式会社ＭＴＧＯＸ
再生管財人　弁護士　小　林　信　明

弁済期限日の変更に関するお知らせ

1.　弁済期限日の変更

弁済の受領に必要な手続を完了し、弁済に関する手続の過程で特段の問題が生じていない再生債権者への基本弁済、中間弁済及び早期一括弁済（以下、総称して「本件弁済」といいます。）については、一部の類型の弁済を除き概ね完了している状況です。

もっとも、本件弁済を受けるために必要な手続が未了であり本件弁済を受領できていない再生債権者が未だ多数存在します。その他にも、本件弁済に関する手続の過程において何らかの問題が生じる等の理由により、本件弁済を受領できていない再生債権者が未だ相当数存在いたします。

かかる再生債権者についても実務上合理的に可能な限り本件弁済を実施することが望ましいことから、再生管財人は、裁判所の許可を得て、本件弁済の期限日をそれぞれ 2026 年 10 月 31 日（日本時間）から **2027 年 10 月 31 日（日本時間）**に変更いたしました。

2.　お問い合わせ

ご不明点がある場合は、再生債権届出システム（「https://claims.mtgox.com/ 」の URL からアクセスできるシステムをいい、以下「本システム」といいます。）にログインの上、画面右上の「よくあるご質問（FAQ）」のボタンからアクセスできる、お問い合わせフォームよりお問い合わせください。

なお、本システムにログインせず、以下の URL からアクセスできるお問い合わせフォームよりお問い合わせいただくことも可能ですが、問合せ者と再生債権者の同一性が確認できず、円滑なお問い合わせ対応が困難となる可能性がありますので、本システムにログインが可能な場合は、ログインした上でお問い合わせください。

https://claims.mtgox.com/faq

また、お問い合わせフォームからは多数のお問い合わせを受領しているため、返信がタイムリーになされない可能性があることにつき、予めご了承ください。

【重要】

以上